

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年6月9日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000682 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100021 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 6 月 30 日の標準賞与額を 8 万円、同年 11 月 30 日の標準賞与額を 14 万円、平成 28 年 6 月 30 日の標準賞与額を 8 万円、同年 11 月 30 日の標準賞与額を 15 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 6 月 30 日、同年 11 月 30 日、平成 28 年 6 月 30 日及び同年 11 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 6 月 30 日、同年 11 月 30 日、平成 28 年 6 月 30 日及び同年 11 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 6 月 30 日  
② 平成 27 年 11 月 30 日  
③ 平成 28 年 6 月 30 日  
④ 平成 28 年 11 月 30 日

事業主が、各請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を日本年金機構に提出したが、各請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料は時効により納付できないため、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第 75 条本文該当とされている。

各請求期間の賞与からは、厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社に係る履歴事項全部証明書により、請求者は、請求期間①から④において取締役であることが確認できるところ、事業主は、請求者は運行部運行課に所属しており、社会保険関係事務に関する職務上の関与はない旨陳述している。

また、請求期間①から④について、A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、平成 27 年 6 月 30 日に 8 万円、同年 11 月 30 日に 14 万円、平成 28 年 6 月 30 日に 8 万

円、同年 11 月 30 日に 15 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 6 月 30 日、同年 11 月 30 日、平成 28 年 6 月 30 日及び同年 11 月 30 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を日本年金機構に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 4 月 19 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 6 月 30 日、同年 11 月 30 日、平成 28 年 6 月 30 日及び同年 11 月 30 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000687 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100022 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 8 月 21 日から昭和 56 年 6 月 20 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間においても同社に継続して勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が記憶する者のうち連絡可能な 3 人 (うち一人は、請求者の記憶する者と同姓の者) 及びオンライン記録により、A 社において厚生年金保険被保険者資格記録を確認できる 31 人の計 34 人に対し照会を行ったところ、17 人から回答を得たものの、請求者の退職日を確認することはできない。

また、請求者の A 社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社の後継事業所となる B 社の担当者は、請求者に係る請求期間当時の資料は保管していない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。